

小田原市久野霊園 墓碑新設等工事に関して

基本的事項

- ・久野霊園墓碑建設基準に沿って施工してください。
- ・事故のないよう十分に注意して施工していただくとともに、隣接墓地や霊園通路、階段などを破損しないようにしてください。
- ・また、工事完了後に写真の提出が必要になりますので、着工前、床掘、基礎杭、配筋状況、基礎完成時、工事完了後の各段階を撮影しておいてください。
- ・コンクリート打ち等に使う水については、霊園内の水栓は使用せず、原則的に施工者で用意してください。(湧水を使用しており、枯渇する恐れがあるため)
- ・工事着手時、完了時には、久野霊園管理事務所職員に必ず声をかけてください。

1. 工事着手の申請

- ・小田原市役所5階みどり公園課へ久野霊園墓碑新設等許可申請書を提出していただきます。
- ・工事の内容に応じて平面図・断面図を添付してください。(建設基準に適合しているか確認するため)
- ・久野霊園墓碑建設基準への適合を確認した後、久野霊園墓碑新設等許可書(以下許可書)を発行します。許可書ができた時点で申請書に記載の施工業者連絡先へ連絡しますので、小田原市役所5階みどり公園課で許可書の受け取りをしてください。

2. 基礎工事の立ち合いについて

- ・囲いを施工する場合や撤去工事を行う場合は、久野霊園管理事務所職員が工事立会いをさせていただきます。
- ・許可申請時点で基礎工事立会い希望日がある場合は記入のうえ、ご提出ください。記入がない場合は後日調整とさせていただきます。
- ・新設工事の場合は、床掘が完了した段階(杭うち前)で立会いをさせていただきます。その際、使用する杭、鉄筋を用意しておいてください。

3. 工事完了後

- ・小田原市役所5階みどり公園課に、発行済の許可書とともに、工事の各段階(着工前、床掘、基礎杭、配筋状況、基礎完成時、工事完了後)の写真を提出してください。
- ・職員が確認後、許可書に確認検査日を記入し、許可書を返却します。

小田原市役所

みどり公園課 管理係 0465-33-1583

久野霊園管理事務所 0465-23-3302